

風の事故 よくあるご質問 (おもて)

Q 1 : 火災保険を使用すると今後の保険料は上がりますか。

A 1 : 契約期間中に個人の保険料が上がることはありません。

【補償の対象について】

Q 2 : 補償(損害保険金)の対象にならないものはありますか。

A 2 : 建物または家財の直接の損害でないものは対象となりません。

一例として、仮修理や応急処置の費用、調査費用、写真現像代、仮住まいの費用などがあります。

また、建物(室内)に収容していない家財は対象となりません。

Q 3 : 台風時の雨漏りによる損害は補償の対象ですか。

A 3 : 対象となる場合と、対象とならない場合があります。建物外部の損害がポイントです。

建物の外側の部分(屋根や外壁等)が風によって破損し、その破損部分から建物の内部に雨水が浸入した場合、風災として対象となります。

もともとある穴、隙間、ヒビ等からの吹き込み・浸み込みが原因の雨漏り、または建物の劣化が原因で雨漏りした場合、風災として対象となりません。

Q 4 : マンションの共用部であるベランダに面する窓ガラスが風で壊れました。専用使用权がある部分ですが補償の対象ですか。

A 4 : 共用部であれば対象ではありません。使用する権利を認められているという事はお客様の所有物では無いので、原則マンション管理組合が加入の保険や修繕積立金での対応となります。

ただし『いかなる場合でも専用使用者が修理の費用を負担する』等の記載があるマンション管理規約の写しをお送りいただき、かつ弊社がマンション管理組合から承認を得られた場合には対象となります。

Q 5 : 物体の落下・飛来に加入しているので、風で物体が飛来した場合の損害は対象ですか。

A 5 : 対象ではありません。物体の落下・飛来は、風が原因で物が落下・飛来した場合が除かれているため物体の落下・飛来には該当しません。

【必要な書類について】

Q 6 : 送付した書類は返却されますか。

A 6 : 返却されません。お支払い金額説明の際に必要となりますので、必ずコピーをお控えください。

Q 7 : 修理見積書を取得するのに修理会社の指定はありますか。

A 7 : ありません。ご自宅等を建てられた工務店、知り合いの大工さん、ホームセンター等をお勧めします。

尚、火災保険は、お客様の建物または家財が被ったご被害額をお支払いさせていただく趣旨であり、見積書の金額がそのまま支払われる訳ではありません。一例として便乗修理や単価が過剰な場合等があります。

Q 8 : 見積書の依頼は1社だけで構いませんか。

A 8 : 構いません。ただし、修理範囲や方法、金額等の妥当性が気になる場合、全く無関係の3社ほどに依頼していただく事をお勧めします。また、全ての見積書を送付していただき、最も現状復旧に近い内容の見積書を参考に、お支払い金額の算出をさせていただきます。

風の事故 よくあるご質問 (うら)

Q9：見積書の内訳の数量がほとんど『一式』としか記載がなく、内容がよくわかりません。

そのまま送付しても構いませんか。

A9：構いません。ただし、弊社で確認しても内容がわからない場合は、内訳の再作成等をお客様経由でお願いします。また、見積書が高額なほど再依頼の可能性が高くなります。

Q10：図面のコピーに損害位置を記入したものを準備しました。同じ内容となってしまうのですが、事故状況説明書の裏面への記載は必要ですか。

A10：裏面は不要です。事故状況説明書の裏面には『別紙の図面を参照』等ご記載ください。

Q11：カラー写真はどの程度の大きさを提出したら良いですが？

A11：L版(127mm×89mm)程度以上でお願いします。鮮明であれば普通紙に印刷でもかまいません。

Q12：なぜ建物の全景、マンション名、部屋番号、表札、住所(番地)のプレート等の写真が必要なのですか。

A12：ご契約いただいた建物(住所地)である事が確認できないと、お支払いができないからです。

Q13：家財のみの契約です。必要な写真は、損害のあった家財の写真のみですよね。

A13：いいえ。お支払いには建物の外側の部分が風によって破損した写真も必要です。

【修理に関して】

Q14：保険で支払われる金額が確定する前に修理しても良いですか。

A14：結構です。ただし、お勧めしません。いただいた書類でお支払い可能か判断ができない場合、または保険でお支払い可能な金額と修理見積金額に差額が発生する場合、訪問確認となる事があるからです。緊急に修理が必要な場合以外、写真を撮影した後に仮修理や応急処置をし、弊社お支払い金額確定後に本格的な修理をしていただく事をお勧めします。

Q15：壊れてしまった物と全く違う製品で修理する内容の見積書を提出しても構いませんか。

A15：原則不可です。修理会社へご依頼される際に『壊れた物と同じ(または同等な)製品で修理する見積書』と『違った製品で修理する見積書』の2種類をご依頼ください。損害品に型番の記載がある場合、必ず型番の写真をご提出ください。

Q16：支払われた保険金で、壊れてしまった物と全く違う製品で修理しても構いませんか。

A16：結構です。ただし、著しくご契約金額(建物や家財の価値)が変動しそうな場合、ご連絡ください。

Q17：保険金を受け取っても修理しなくて良いですか。

A17：原則不可です。修理をされなかった状態で今回と同じ範囲に損害が発生した場合や、修理をされなかった事が原因で損害が拡大してしまった場合、通常は保険で対応できません。

Q18：修理後の写真は必要ですか。

A18：必要です。次回請求時等に必要となりますので、必ずご自身で保管してください。状況によっては修理後直ちに送付をお願いする場合があります。

※お支払いの可否につきましては、書類受領後に判断させていただきますので、ご了承ください。